

平成20年度

観光圏整備事業費補助金

【公募要領】

受付期間

○ 観光圏整備事業費補助金

平成20年8月1日（金）～平成20年8月29日（金）

受付時間 9：30～17：00（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

受付先及び問い合わせ先

* 詳細は、P6を参照して下さい。

平成20年8月

国土交通省

観光圏整備事業費補助金公募要領

平成20年度「観光圏整備事業費補助金」（以下「補助金」という。）について、公募を行いますので、交付を希望される方は、下記に基づき応募されるようお願いいたします。

1. 本補助金制度について

（1）制度の目的

本補助金は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）（以下「観光圏整備法」という。）第8条第3項の規定に基づき国土交通大臣が認定した観光圏整備実施計画（以下「認定実施計画」という。）について、国が設置した検討会の推薦（以下「第三者委員会」という。）に基づき、認定実施計画に係る観光圏整備事業に要する経費の一部を国が補助することにより、観光圏の整備を図り、国内外からの観光客の来訪及び滞在の促進により地域の活性化を推進することを目的としています。

（2）補助対象事業者

補助対象事業者は、①又は②のいずれかとし、補助金の執行に係る全ての責任を負うこととします。

① 観光圏整備法第5条第1項の規定に基づき組織された協議会（以下「協議会」という。）の代表者であって、一般社団法人、一般財団法人、地方公共団体が出資する法人又はその構成員若しくは出資者の構成からみて観光圏整備事業の推進を図るのにふさわしいと認められる法人

なお、上記協議会について、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- 一 定款、寄付行為に類する規約等を有すること。
- 二 団体活動の本拠としての事務所を有すること。
- 三 団体の意志を決定し、執行する組織が確立され、責任体制が明確であること。
- 四 代表者が経理し、それを監査する等の会計体制を有すること。
- 五 協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員がその協議の結果を尊重する義務を負うことが規約等に定められていること。

② ①の協議会と同等の組織及び広域的な観光振興の実績を有する法人

（3）補助対象事業及び補助対象経費

補助対象事業及び補助対象経費は、観光圏整備法第8条第3項の観光圏整備実施計画の認定に基づき行う別表のとおりとし、下記の点に留意し、補助事業を行うこととなります。

- ① 補助対象事業とされる内容は、観光圏整備法第8条第3項に係る観光圏整備実施計画の認定を受けることが、前提となりますので、応募書提出時には、観光圏整備実施計画認定申請書を添付して頂くこととなります。
- ② 協議会形式として応募する場合の補助対象事業は、代表者が行う事業に限らず、観光圏整備実施計画に位置づけられた他の共同事業者が行う事業（地方公共団体が自ら行う事業は除く。）についても補助対象とすることができます。ただし、補助金の交付を受ける者は、代表者に限定されるため、補助対象経費となるのは、当該代表者が支出する経費についてのみとなります。

- ③ 補助事業を行うにあたり特別会計等の区分経理を行って下さい。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。
- ④ 国が助成する他の制度（補助金、調査費等）と重複する事業は、補助対象外となります。
- ⑤ 交付決定日前に発注、購入、契約等実施したものは、補助対象経費として計上できません。
- ⑥ 観光圏整備事業に係る個別の事業（以下「個別事業」という）において、参加者からの料金収入等については、収入額として計上し補助対象経費から減額することとなります。

（４）補助率等

補助率は、個別事業毎の補助対象経費５分の２以内（１円未満端数切り捨て）として、積み上げ合計することとなります。補助対象事業となる単年度の総事業費は、概ね２，５００万円以上の事業規模を想定しています。

補助対象期間は、原則として、継続した２ヶ年としますが、第三者委員会の事業評価において、著しく効果が低いと認められる場合は、継続案件として認められない場合があります。ただし、第三者委員会事業評価において、当該補助対象期間の事業が適切に執行され、効果があったとの評価を得た補助対象事業者であって、新規に事業を追加して行うことにより一層の効果が見込まれる場合の補助対象期間は、通算５ヶ年以内とします。この場合、事業開始から２ヶ年経過した同一の補助対象事業に係る経費については、補助対象外とします。

（５）応募手続き等の概要

① 応募受付先及び問い合わせ先

応募受付先及び問い合わせ先は、最寄りの地方運輸局（沖縄県においては、沖縄総合事務局）（以下「地方運輸局等」という。）とします。

② 受付期間

平成２０年８月１日（金）～平成２０年８月２９日（金）（１７：００必着）

（土曜日・日曜日・祝日を除く）

受付時間：９：３０～１７：００

（注）郵送の場合は、受付最終日の１７：００までに必着するよう提出してください。

③ 提出書類

別表１で定める提出書類を各地方運輸局企画観光部観光地域振興課（沖縄県においては、沖縄総合事務局運輸部企画室）へ提出して下さい。なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、提出書類等の返却はいたしません。郵送で提出する場合は、封筒に赤字で「観光圏整備事業費補助金応募書在中」と記入して下さい。

④ 第三者委員会による推薦

提出書類等については、**別表２**で定める選定評価内容に基づき、第三者委員会において検討した上で推薦する案件を選定します。これを踏まえ、国土交通省が補助対象案件を決定します。

⑤ 申請

④により補助対象案件となり応募を行った補助対象事業者は、別途、観光圏整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付に係る申請手続きを行うことができます。国土交通省は、

この申請者に対して交付決定を行います。

⑥ 公表

原則として、補助対象に決定した案件となった場合には、事業者名、事業内容等を公表します。

⑦ その他

予算等の都合により、希望補助金額を減額した補助対象案件とする場合があります。

(6) 補助対象事業者の義務

本制度の交付を受けた場合は、以下の内容を遵守しなければなりません。

① 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合は事前に交付決定の変更を受けなければなりません。又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合には、事前に国土交通大臣の承認を受けなければなりません。

② 補助事業を完了したとき又は中止並びに廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出しなければなりません。

③ 補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。(他の用途への使用はできません。)

補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の定める期間以前に当該財産を処分等する必要があるときは、事前に国土交通大臣の承認を受けなければなりません。

また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません。(納付額は、補助金額が限度です。)

④ 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(7) 財産の帰属等

① 補助事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。

(8) その他

① 補助金の支払いについては、通常は翌年度4月10日までに完了実績報告書の提出を受け、補助金の額の確定後の精算払いとなります。

② 補助事業の進捗状況確認のため、管轄する地方運輸局等が実地検査に入ることがあります。

③ 補助事業実施中または終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。

④ 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

補助対象経費	
1. 観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業	
個別事業	(1) 宿泊魅力向上事業費 観光圏整備に係る滞在促進地区内等のサービス改善及び向上を図るための宿泊（共用）施設外観整備費、共通食事クーポン・共通入湯券等の企画開発経費、従業員研修経費 等
2. 観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業	
個別事業	(1) 観光圏イベント開発事業費 観光圏整備に係る新規イベント開発に係る専門家派遣等の制度設計費、パンフレット作成費 等
	(2) 観光圏商品企画開発・販売促進事業費 観光圏整備に係る事業化に向けた事業可能性調査費、統一化されたロゴ等デザイン作成経費、専門家派遣等の制度設計費、地域資源を活用した土産品及び地産地消メニューの開発・販売事業及び起業化支援経費、商品販売のための空き店舗活用経費、研究会等の運営経費、パンフレット作成経費 等
	(3) 観光圏体験・交流・学習促進事業費 観光圏整備に係る体験・交流・学習施設の整備・改良経費、体験・交流・学習プログラム商品の企画開発立上げ経費、制度設計費、パンフレット作成経費 等
	(4) 観光圏人材育成事業費 観光圏整備に係る観光従事者及びガイド等の育成経費（講師等の派遣費、教材作成費）等
3. 観光旅客の移動の利便の増進に関する事業	
個別事業	(1) 観光圏交通整備事業費 観光圏整備に係る二次交通需要（実証実験）調査費、共通乗車船券の企画開発費、レンタカー活用支援費（多言語カーナビ等）、レンタサイクル活用支援費 等
4. 観光に関する情報提供の充実強化に関する事業	
個別事業	(1) 観光圏情報提供事業費 認定観光圏案内所の開設・運営初期経費、ITを活用した情報提供・案内システムの開発・運営初期経費、案内板の設置費、観光案内標識の整備費、地図等の作成費 等 観光圏内外へアクセスするための公共交通施設整備の経費（鉄道施設・乗合バス施設・港湾施設・空港施設・その他ターミナルに係る外国語表記案内板整備、鉄道車両・乗合バス車両・船舶・航空機内外への外国語表記整備、外国語対応券売機整備）等
5. その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業	
個別事業	(1) 観光圏モニタリング調査事業費 観光圏内の入り込み客数調査・観光客満足度調査・観光消費額調査費 等
	(2) 上記以外の個別事業で、観光圏整備実施計画として国土交通大臣が認定した事業
補助率	個別事業毎に2/5以内とする。

別表1【提出書類】

提出書類
<p>① 観光圏整備事業費補助金応募書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光圏整備事業費補助金応募に関する協議結果を証する書面 <p>② 観光圏整備事業実施計画認定申請書</p> <p>③ その他必要とする書類</p> <p>【提出部数】</p> <p>正1部（国土交通省）、正1部（農林水産省）、写し1部（地方運輸局等）、写し1部（応募者控え） 合計4部</p> <p>【注意事項】</p> <p>① 関係する市町村又は都道府県へ、応募書の写しを応募者より送付すること。</p> <p>② 用紙サイズは、原則としてA4で統一し、両面印刷で、左側に縦2穴で穴を開け、左上1箇所ホチキス止めしてください。</p>

別表2【選定評価内容】

主な選定評価内容
<p>① 実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業遂行に十分な体制であるか。 ・ 補助対象事業者として適切であるか。 <p>② 観光圏整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光圏整備事業の目標が十分具体的かつ現実的であるか。 ・ 社会資本整備事業等との連携により戦略的となっているか。 <p>③ 所要資金及び調達方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金計画が事業規模に照らし適切であるか。 ・ 調達方法の目処がたっているか。 <p>④ 個別事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施時期や実施場所が適切であるか。 ・ 事業の内容が計画的かつ戦略的であるか。 ・ 事業の実施が関係法令等に抵触しないか。

受付先及び問い合わせ先

名称及び担当課（*管轄都道府県）	所在地	電話
北海道運輸局 企画観光部 観光地域振興課 *北海道	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 (札幌第2合同庁舎)	011-290-2722
東北運輸局 企画観光部 観光地域振興課 *青森、岩手、宮城、秋田、山形、 福島	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 (仙台第4合同庁舎)	022-380-1001
関東運輸局 企画観光部 観光地域振興課 *茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、 東京、神奈川、山梨	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 (横浜第2合同庁舎)	045-211-7265
北陸信越運輸局 企画観光部 観光地域振興課 *新潟、長野、富山、石川	〒950-8537 新潟市中央区万代2-2-1	025-244-6118
中部運輸局 企画観光部 観光地域振興課 *愛知、静岡、岐阜、三重、福井	〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 (名古屋合同庁舎第1号館)	052-952-8009
近畿運輸局 企画観光部 観光地域振興課 *大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、 和歌山	〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 (大阪合同庁舎第4号館)	06-6949-6411
中国運輸局 企画観光部 観光地域振興課 *広島、鳥取、島根、岡山、山口	〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎4号館)	082-228-8701
四国運輸局 企画観光部 観光地域振興課 *徳島、香川、愛媛、高知	〒760-0068 高松市松島町1-17-33 (高松第2地方合同庁舎)	087-835-6357
九州運輸局 企画観光部 観光地域振興課 *福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎新館)	092-472-2920
沖縄総合事務局 運輸部 企画室 *沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎)	098-866-1812